説　　明　　日	令和　　年　　月　　日
事業所整理番号	
利　用　者　名	

ヘルパーステーション　さくらの郷

「指定訪問介護」及び「第１号訪問事業」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

岐阜県指定　　第 2173300175 号

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービス及び第１号訪問事業（飛騨市訪問介護相当サービス、高山市訪問介護相当サービス）を提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」及び「要支援」･「事業対象者」と認定された方が対象となります。要介護認定及び要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

１．事業者

①法人名	社会福祉法人　飛騨古川
②法人所在地	岐阜県飛騨市古川町杉崎 598-1
③電話番号	0577-73-0088
④代表者氏名	理事長　　垣内　厚生
⑤設立年月日	平成 13 年 6 月 22 日

２．事業所の概要

①事業所の種類	指定訪問介護事業所及び第 1 号訪問事業 平成 25 年 2 月 6 日指定　岐阜県 2173300175 号
②事業の目的	介護が必要と認定されたご利用者のケアプランに基づきご利用者の意向を配慮し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護サービスを通じて援助を行います。
③事業所の名称	ヘルパーステーションさくらの郷
④事業所の所在地	岐阜県飛騨市古川町杉崎 597-1
⑤電話番号	0577-73-0090
⑥管理者氏名	金村　水美
⑦事業所の運営方針	ご利用者に喜ばれ、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他保健・医療機関と密接に連携し、一人ひとりを大切にするサービスを提供します。 人間らしく生きることを大切にするサービスを提供します。 ご利用者本位のサービスを提供します。 目配り、気配りを忘れず笑顔あふれるサービスを提供します。
⑧開設年月	平成 25 年 3 月

３．事業実施地域及び営業時間

（1）通常の事業の実施地域

飛騨市古川町・河合町（一部地域）・宮川町（一部地域）、高山市国府町

（2）営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金　　８時３０分～１７時３０分 土・日・祝日　８時３０分～１７時３０分
サービス提供時間帯	月～金　６時～２２時　土・日・祝日　６時～２２時

４．職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービス及び指定介護予防訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種		常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務内容
１．管理者		1		1	１名	業務の一元的な管理
２．サービス提供責任者		1		1	１名	サービス提供の管理
３．訪問介護員		2	4	３．１	２．５名	訪問介護の提供
	① 介護福祉士	2	2	３．０		
	②実務者研修（旧ホームヘルパー１級）課程修了者					
	③介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級）課程修了者	0	1	０．１		
	④介護員養成研修基礎課程３級修了者					

５．サービス利用基本料金及び利用者負担

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

（１）利用料金が介護保険から給付される場合
（２）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（９割、８割又は７割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

○身体介護　入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

①入浴介助：入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭きます（清拭)。

②排せつ介助：排せつの介助、おむつ交換を行います。

③食事介助：食事の介助を行います。

④体位変換：体位の変換を行います。

⑤通院介助：通院の介助を行います。

○生活援助　調理・洗濯・掃除・買物等日常生活上の世話及び支援を行います。

①調理：ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

②洗濯：ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

③掃除：ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

④買物：ご契約者の日常生活に必要となる物品の買物を行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

※上記のサービスは、第１号訪問事業の場合　例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた介護計画に定められます。ただし、ご契約者の状態の変化、介護計画に位置付けられた目標の達成度を踏

まえ、必要に応じて変更することがあります。
☆ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、新事業者と調整の上、支給区分の変更、介護計画の変更又は認定区分の変更、要介護認定の申請等必要な支援を行います。

＜サービス利用料金＞

それぞれのサービスについて、利用者負担金は、負担割合証に応じて、介護保険関係法令で定める次の介護給付費の１割、２割、又は３割を負担していただきます。平常の時間帯（午前８時から午後６時）での料金は別紙①の通りです。

尚、別紙①の料金に変更が生じた場合は、その都度お知らせ致します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

別紙①の（３）・（４）のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。金額の詳細は、別紙①（３）・（４）の通りとなります。

(3) 利用者負担金等の支払

料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、翌月１０日過ぎにご請求しますので、翌月２０日までに以下のいずれかの方法でお支払下さい。（１ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

尚、振込・振替にかかる手数料は利用者様負担でお願い致します。振替手数料の詳細は、別紙①（５）の通りとなります。

① 指定金融機関からの自動引き落とし	ア．飛騨信用組合　全支店 イ．飛騨農業協同組合（ＪＡ）全支店
② 指定口座への振込	ア．飛騨信用組合　古川支店　普通 口座番号　０８０５４３３ イ．飛騨農業協同組合　古川支店　普通 口座番号　００２２３１５ 共通口座名義人 社会福祉法人飛騨古川 理事長　垣内　厚生

やむを得ず認定前にサービスを受けた場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料の全額を事業者に支払い、利用者はその後市町村から保険給

付分（９割、８割又は７割）を受け取ることになります。

（4）利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担相当額

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

６．サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

（2）訪問介護員の交替

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交代する場合はご契約者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

ご契約者は「５．当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたってご契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為
②ご契約者もしくはそのご家族等からの金銭又は高価な物品の授受
③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
④飲酒及びご契約者もしくはそのご家族等の同意なしに行う喫煙
⑤ご契約者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
⑥その他ご契約者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

(6) 緊急時及び事故発生時の対応

訪問時において、利用者の体調等が急変した際、主治医又は、医療機関に適切に連絡を取り、必要な対応を行います。また、事故等により、財産の破損等の際は速やかにご契約者及び利用者に連絡いたします。

７．苦情対応

（1）サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口（担当者）	サービス提供責任者　　菅沼　恵
受付時間	毎週　月曜日～金曜日　　８：３０～１７：３０
苦情責任者	管理者　　金村　水美

（2）第三者委員に苦情の受付

田中　賢成	住　　所	飛騨市古川町杉崎 1384
	電話番号	0577-73-2769
齋藤　俊信	住　　所	飛騨市古川町杉崎 54-1
	電話番号	0577-73-4318

（3）行政機関その他苦情受付機関

飛騨市役所 市民福祉部	所在地	飛騨市古川町若宮 2 丁目 1-60 ハートピア古川		
	受付時間	８：３０～１７：１５		
	電話番号	0577-73-7469	ＦＡＸ	0577-73-3604
岐阜県国民健康保険団体連合会	所在地	岐阜市下奈良 2-1-1		
	受付時間	８：３０～１７：００		
	電話番号	058-273-1111	ＦＡＸ	058-273-9650
岐阜県社会福祉協議会	所在地	岐阜市下奈良 2-1-1		
	受付時間	８：３０～１７：００		
	電話番号	058-272-1111	ＦＡＸ	058-275-4858

８．損害賠償

事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意または過失が認められる場合には、損害賠償責任を減じるものとします。

９．個人情報を用いる場合の同意について

当施設がサービスを提供するにあたり、必要と思われる利用者およびその家族の情報を下記の場合に限って用いることに同意していただきます。

①利用時において職員・協力医療機関・その他サービス関係機関等での情報把握

②入院、入所時において利用する施設やサービス事業者への情報提供

③入院、入所時において医療機関への情報提供

④ケアプランの作成

⑤サービス担当者会議

⑥関係法令に関わる行政機関、監督機関への提供

⑦介護保険事務に関わる審査支払機関への提供

⑧介護賠償責任保険に関する保険会社への情報提供

⑨当事業所の会計管理業務に関わる会計事務所への提供

令和　　年　　月　　日

指定訪問介護及び第１号訪問事業（飛騨市訪問介護相当サービス、高山市訪問介護相当サービス）開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

また、今後別紙①の料金に変更が生じた場合は、書面にてお知らせ致します。

ヘルパーステーション　さくらの郷

説明者職名　　管理者　　氏名　　金　村　　水　美　　印

私は、重要事項説明書及びサービス内容説明書の説明を受け、訪問介護サービス及び第１号訪問事業(飛騨市訪問介護相当サービス､高山市訪問介護相当サービス)の提供開始に同意しました。

利用者

氏　　名　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　　所　　〒

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人及び身元引受人

氏　　名　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

続　　柄　　＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所　　〒

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この重要事項説明書は、厚生労働省令 78 号（平成 14 年 6 月 13 日）第 8 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

初回説明事項からの変更

変更事項：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　月　　日説明

変更事項：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　月　　日説明

変更事項：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　月　　日説明

別紙①

「ヘルパーステーション　さくらの郷」料金表

（1）訪問介護　　１回につき

①身体介護【１割負担の場合】

サービスに要する時間	２０分未満	２０分以上 ３０分未満	３０分以上 １時間未満	１時間以上 （３０分を増す毎に）
１．利用料金	1,630 円	2,440 円	3,870 円	5,670 円 (+820 円)
２．うち、介護保険から給付される金額	1,467 円	2,196 円	3,483 円	5,103 円 (+738 円)
３．サービス利用に係る自己負担額（１－２）	163 円	244 円	387 円	567 円 (+82 円)

①身体介護【２割負担の場合】

サービスに要する時間	２０分未満	２０分以上 ３０分未満	３０分以上 １時間未満	１時間以上 （３０分を増す毎に）
１．利用料金	1,630 円	2,440 円	3,870 円	5,670 円 (+820 円)
２．うち、介護保険から給付される金額	1,304 円	1,952 円	3,096 円	4,536 円 (+656 円)
３．サービス利用に係る自己負担額（１－２）	326 円	488 円	774 円	1,134 円 (+164 円)

①身体介護【３割負担の場合】

サービスに要する時間	２０分未満	２０分以上 ３０分未満	３０分以上 １時間未満	１時間以上 （３０分を増す毎に）
１．利用料金	1,630 円	2,440 円	3,870 円	5,670 円 (+840 円)
２．うち、介護保険から給付される金額	1,141 円	1,708 円	2,709 円	3,969 円 (+588 円)
３．サービス利用に係る自己負担額（１－２）	489 円	732 円	1,161 円	1,701 円 (+252 円)

②生活援助【１割負担の場合】

サービスに要する時間	２０分以上４５分未満	４５分以上
１．利用料金	1,790 円	2,200 円
２．うち、介護保険から給付される金額	1,611 円	1,980 円
３．サービス利用に係る自己負担額（１－２）	179 円	220 円

②生活援助【２割負担の場合】

サービスに要する時間	２０分以上４５分未満	４５分以上
１．利用料金	1,790 円	2,200 円

２．うち、介護保険から給付される金額	1,432 円	1,760 円
３．サービス利用に係る自己負担額（１－２）	358 円	440 円

②生活援助【３割負担の場合】

サービスに要する時間	２０分以上４５分未満	４５分以上
１．利用料金	1,790 円	2,200 円
２．うち、介護保険から給付される金額	1,253 円	1,540 円
３．サービス利用に係る自己負担額（１－２）	537 円	660 円

③身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き３０分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったとき【１割負担の場合】

サービスに要する時間	２０分以上 ４５分未満	４５分以上 ７０分未満	７０分以上
１．利用料金	650 円	1,300 円	1,950 円
２．うち、介護保険から給付される金額	585 円	1,170 円	1,755 円
３．サービス利用に係る自己負担額（１－２）	65 円	130 円	195 円

③身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き３０分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったとき【２割負担の場合】

サービスに要する時間	２０分以上 ４５分未満	４５分以上 ７０分未満	７０分以上
１．利用料金	650 円	1,300 円	1,950 円
２．うち、介護保険から給付される金額	520 円	1,040 円	1,560 円
３．サービス利用に係る自己負担額（１－２）	130 円	260 円	390 円

③身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き３０分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったとき【３割負担の場合】

サービスに要する時間	２０分以上 ４５分未満	４５分以上 ７０分未満	７０分以上
１．利用料金	650 円	1,300 円	1,950 円
２．うち、介護保険から給付される金額	455 円	910 円	1,365 円
３．サービス利用に係る自己負担額（１－２）	195 円	390 円	585 円

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスを要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前８時から午後６時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

早朝（午前６時から午前８時まで）	２５％
夜間（午後６時から午後１０時まで）	２５％
深夜（午後１０時から午前６時まで）	５０％

☆その他の加算

加算名	1 割負担	2 割負担	3 割負担	内容
初回加算 （初回１回限り）	200 円	400 円	600 円	新規に介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の訪問介護を行う場合、又は初回に実施した訪問介護と同月内に他の訪問介護員等が訪問介護を行う際にサービス提供責任者が同行訪問した場合に、加算をいただきます。
緊急時訪問介護加算	100 円	200 円	300 円	利用者やそのご家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算をいただきます。
特別地域加算				事業所が厚生労働省の定める特別地域に所在し、その事業所の訪問員等が指定訪問介護を行った場合に加算をいただきます。１ヶ月の総利用単位数の１５％が加算されます。
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）				厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合に加算をいただきます。１ヶ月の総利用単位数の２２．４％が加算されます。

☆２人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合※は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の２倍の料金をいただきます。

※２人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）第１号訪問事業

☆利用料金は、１ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。

☆ご契約者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

１ヶ月につき

【1割負担の場合】	訪問型サービス（Ⅰ）	訪問型サービス（Ⅱ）	訪問型サービス（Ⅲ）
１週間当たりの利用回数	１回程度	２回程度	週２回を超える回数
１．利用料金	１１，７６０円	２３，４９０円	３７，２７０円
２．うち、介護保険から給付される金額	１０，５８４円	２１，１４１円	３３，５４３円
３．サービス利用に係る自己負担額(1-2)	１，１７６円	２，３４９円	３，７２７円
各種加算	・初回加算（初回１回限り）　２，０００円 自己負担　２００円 ・特別地域加算　１か月の総利用単位数の１５％が加算されます。 ・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）　１ヶ月の総利用単位数の２２．４％が加算されます。		

【2割負担の場合】	訪問型サービス（Ⅰ）	訪問型サービス（Ⅱ）	訪問型サービス（Ⅲ）
１週間当たりの利用回数	１回程度	２回程度	週２回を超える回数
１．利用料金	１１，７６０円	２３，４９０円	３７，２７０円
２．うち、介護保険から給付される金額	９，４０８円	１８，７９２円	２９，８１６円
３．サービス利用に係る自己負担額（１－２）	２，３５２円	４，６９８円	７，４５４円
各種加算	・初回加算（初回１回限り）　２，０００円 自己負担　４００円 ・特別地域加算　１か月の総利用単位数の１５％が加算されます。 ・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）　１ヶ月の総利用単位数の２２．４％が加算されます。		

【3割負担の場合】	訪問型サービス（Ⅰ）	訪問型サービス（Ⅱ）	訪問型サービス（Ⅲ）
１週間当たりの利用回数	１回程度	２回程度	週２回を超える回数
１．利用料金	１１，７６０円	２３，４９０円	３７，２７０円
２．うち、介護保険から給付される金額	８，２３２円	１６，４４３円	２６，０８９円
３．サービス利用に係る自己負担額（１－２）	３，５２８円	７，０４７円	１１，１８１円

各種加算	・初回加算（初回１回限り）　２，０００円 自己負担　６００円 ・特別地域加算　１か月の総利用単位数の１５％が加算されます。 ・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）　１ヶ月の総利用単位数の２２．４％が加算されます。

☆月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

①月途中に要介護から要支援に変更となった場合

②月途中に要支援から要介護に変更となった場合

③同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

☆月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

☆ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（３）介護保険の給付対象とならないサービス

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

要介護別に定められている介護保険給付限度額を超過するサービス提供分については、超過分につき全額自己負担となります。

②その他のサービス

・複写物の交付

契約者や利用者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費を負担していただきます。

利用料金：１枚につき　１０円　時間：８時３０分～１７時３０分

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２ヶ月前までにご説明します。

（４）サービス提供地域外の場合の交通費

通常の事業の実施地域を超えて行う場合の交通費は、次の金額を徴収します。

交通費は実費とし自動車を使用した場合は次のとおりです。

事業所から、片道１０km未満	５００円
事業所から、片道１０km以上	１，０００円

（５）口座振替手数料

ア．飛騨信用組合　１１円

イ．飛騨農業協同組合（ＪＡ）　５５円